

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の公布について

対象	DB	厚年基金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準 その他

ポイント

- 6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令※2が、本日発出されました。
- 内容は、平成29年1月1日施行の「個人型DCの適用範囲の拡大」です。

※1 [三菱UFJ年金ニュース \(No.410\) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布](#)

※2 [「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」](#)

改正法の概要

【施行日】平成29年1月1日

- 個人型DCの適用範囲について、第3号被保険者および企業年金加入者、公務員等共済加入者についても加入を可能とする。

公布された関係政令の概要

項番	項目	政令の概要
1	運営管理業務の委託要件の見直し	(第7条第1項) 企業型DCおよび個人型DCに同時に加入した場合について、各々の運営管理機関が業務を行うことを可能とする

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

公布された関係政令の概要(つづき)

項番	項目	政令案の概要
2	個人型DC適用拡大に伴う 拠出限度額規定の改正	<p>企業型DC加入者で新たに個人型DCの加入者となる者(以下「個人型DC同時加入可能者」という)についての拠出限度額を規定</p> <p>(第11条)企業型DC掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人型DC同時加入可能者であって、他制度加入者以外の者 ⇒月額3.5万円(年額42万円) ・個人型DC同時加入可能者であって、他制度加入者である者 ⇒月額1.55万円(年額18.6万円) <p>(第36条)個人型DC掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の企業年金がない個人型DC同時加入可能者 ⇒月額2万円(年額24万円) ・他の企業年金がある個人型DC同時加入可能者 ⇒月額1.2万円(年額14.4万円) ・第3号被保険者 ⇒月額2.3万円(年額27.6万円)
3	個人型DC加入対象外の 範囲を定める規定の削除	<p>(第35条)削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人型DCの加入対象外の者の規定を削除
4	脱退一時金の支給要件の 見直し	<p>(第60条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人型DC脱退一時金の支給要件判定に用いる個人別管理資産額は、企業型DCと個人型DCの資産額を合算した金額とする。 <p>(第60条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱退一時金の支給要件である個人別管理資産額上限について、50万円(継続個人型DC運用指図者については25万円)から、25万円に改める※ <p>※従来は、個人型DCに加入可能な者は25万円、個人型DCに加入できない者は50万円と規定されていたもの</p>
5	脱退一時金の支給要件にお ける通算拠出期間の見直し	<p>(第60条第4項)追加</p> <p>脱退一時金の支給要件判定に用いる通算拠出期間の算定において、企業型DCおよび個人型DCに同時に加入していた重複期間がある場合はどちらかの加入期間についてのみ通算拠出期間とする</p>
6	個人別管理資産の移換に 関する経過措置	<p>(経過措置)</p> <p>「平成29年1月1日」～「平成28年6月3日から2年以内で政令で定める日」 (第7条・第8条)</p> <p>個人型DC加入者となることができる者または個人型DC運用指図者が、企業型DCの加入者資格を取得した場合、個人型DCの個人別管理資産を移換しないことを申し出た場合は、当該申し出た者の個人別管理資産は移換しないこととする</p> <p>(第9条・第10条)</p> <p>個人型DC加入者または個人型DC運用指図者である企業型DC加入者が、企業型DCの加入者資格を喪失し、引き続き個人型DC加入者または個人型DC運用指図者である場合、その企業型DCの個人別管理資産の移換を申し出た場合は、連合会に移換することとする</p>

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。